

出雲駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入場所	納期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
OC54	警備システム改修役務1	出雲駐屯地	8.3.31	8.1.20	8.1.28 1000	8.1.28 1000		
		以下余白						

4 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町1 1 4 2 1

契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 契約班 担当：三島

電話番号 0853-21-1045（内線）347

FAX 0853-21-5975

5 仕様書に関する問い合わせ先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町1 1 4 2 1

第13偵察戦闘大隊 担当：内田1曹

電話番号 0853-21-1045（内線）237

FAX 0853-21-5975

見 積 書

件名リスト一連番号	OC54
-----------	------

金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単位	数量	単 価	金 額
警備システム改修役務 1	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	出雲駐屯地		納 期	令和8年3月31日	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間		令和8年1月28日	

上記の公示に対して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

住 所

会 社 名

代表者名

市場価格調査書

件名リスト一連番号	OC54
-----------	------

金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

件名	規格	単位	数量	単価	金額
警備システム改修 役務1	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	出雲駐屯地		納期	令和8年3月31日	

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

仕 様 書		
駐屯地警備システム改修役務 1	仕様書番号	
	調達要求番号	
	作成年月日	令和 8 年 1 月 1 3 日
	作成部隊	1 3 偵戦大

1 役務名

この仕様書は、駐屯地警備システム改修役務について規定する。

2 場 所

島根県出雲市松寄下町 1 1 4 2 - 1 陸上自衛隊出雲駐屯地

3 期 間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 役務機器

警備システム用分電盤

5 役務内容

警備システムに係る分電盤扉鍵の不具合に伴う分電盤扉ハンドルの交換
(日東キャビネットハンドル)

6 提出書類

下記について警備担当者に提出するものとする。

番号	提出書類	数量	提出・調整時期
1	施工予定表	1 部	施行開始の 1 週間前まで
2	作業日報	1 部	作業終了後速やか
3	完成検査書	1 部	検査終了後 3 日以内 (基準)

7 完成検査

官側立会において、機能・性能試験を実施するものとし、試験の確認をもって合否の判定を行うものとする。

8 保証期間

役務完了後の保証期間は、検査完了後、通常の使用状態において「1年」とする。

9 保 全

- (1) 出雲駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- (2) 出雲駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路等）は当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
- (3) 本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

10 安全管理

必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

11 官側の支援

本契約の履行に当たって、次の事項について契約担当官等を経由し、官側の支援を受けることができる。

- (1) 駐屯地施設の利用
- (2) 契約履行に必要な官側の電気及び水などについては官側の負担とする。
- (3) その他、契約履行に必要な事項

12 その他

- (1) 役務履行で発生した発生材等は、受託者が処分するものとする。
- (2) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、受託者の負担において原形に復旧するものとする。
- (3) 作業の実施に当たっては、平日午前8時30分から午後5時までを基準とし、その時間を超える場合は、契約担当官等との調整によって所要の手続きをとるものとする。
- (4) システムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながら施工を実施するものとする。
- (5) 作業については、事前に官側に作業計画書を提出し官側の承認を得ることとする。
- (6) 作業終了ごとに、日報を提出し作業内容について官側の承認を得ることとする。
- (7) 作業中、工程ごとに官側により写真を撮影するか、官側立会により適宜写真を撮影し提出するかのどちらかとする。
- (8) 作業終了時には、整理・清掃を確実に行うものとする。

13 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合及び不明な点等ある場合には、官側と協議の上実施するものとする。